

第四次 滋賀県環境総合計画



滋賀県

計画の位置づけ

計画改定の根拠

滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「環境総合計画」の策定が義務づけられています。

このたび、社会・経済などの様々な情勢の変化に対応し、今後の環境保全の取組の一層の推進を図るため、「第四次滋賀県環境総合計画」として改定を行いました。

これまでの環境総合計画

策定年	計画名	計画の目標
平成9年 (1997年)	滋賀県環境総合計画	環境自治が築く 共生・循環のふるさと“滋賀”
平成16年 (2004年)	新滋賀県環境総合計画	あなたとつくる“環境滋賀モデル” ～琵琶湖から世界へ～
平成21年 (2009年)	第三次滋賀県環境総合計画	持続可能な滋賀社会の実現

計画の性格と役割・期間

県の環境行政の基本となる計画です。

環境の保全に関する基本目標、施策の展開、行動視点などの重要事項を定めています。

県の環境にかかる各分野別計画に施策の基本的方向性を付与する計画です。

平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)までの5年間です。



森林環境学習「やまのこ」



琵琶湖の固有種「ニゴロブナ」

目指すべき将来像



「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～

環境はすべての「いのち」の基盤であり「いのち」をつなぐ場です。

今を生きる私たちは、良好な環境を育み、その環境を未来へつなぐことができる唯一の存在です。さまざまな「いのち」への共感を通じ、将来世代へ健全で質の高い環境を引き継ぐことが私たちの責務であると考えます。



幼児の自然体験型環境学習



渋川生き物絵図(草津市)

3つの基本目標

I

環境の未来を拓く
「人」・「地域」の創造



II

琵琶湖環境の
再生と継承



III

低炭素化など環境への
負荷が少ない
安全で快適な社会の実現



今日、環境問題は、複雑化・多様化の様相を見せてきています。例えば琵琶湖では、汚濁負荷の削減が進んでいる一方で、在来魚の不漁が続くなど、ひとつの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっています。「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現していくためには、広い視野から、総合的に取組を進めていく必要があります。計画では、将来像の実現に向けて、左の3つの基本目標を設けています。

施策の展開



基本目標Ⅰ 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

I-1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます

環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、
実践・行動できる人材育成と地域づくり

- 環境学習センターなど、環境学習の拠点機能を生かした取組を進めることにより、環境学習を担う人材の育成と活用を進めます。
- 「びわ湖の日」などの事業により、県民や大阪・京都などの住民が、琵琶湖の自然やめぐみについて深く知り、積極的に関わるよう取り組みます。
- 環境教育を各教科等と関連づけて教育課程に位置づけ、児童生徒が自然や身近な環境に直接関わることを通して、持続可能な社会づくりに必要な能力・態度を育成するとともに環境教育に関わる教員の資質向上に努めます。
- 「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」などの体験型環境学習を引き続き推進します。



学習船「うみのこ」

I-2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め「湖国の文化」へ

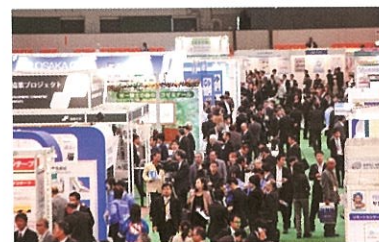


マザーレイクフォーラム

- 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を、県民、事業者、行政の協働のもと進めます。
- 多様な主体が、「マザーレイクフォーラム」において琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進します。
- 県民、事業者、行政などあらゆる主体が社会・経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込みます。

滋賀県の環境関連技術の研究成果が活用され、
環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

- 「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」での取組や、中小企業が行う低炭素化技術の開発への支援などを通じて経済界と連携し、低炭素社会の実現に向け取組を進めます。
- 水環境ビジネスを推進するとともに、国内外の水環境の課題解決に貢献します。
- 再生可能エネルギー・省エネルギー型社会を進めるため、産学官金民が連携し技術や製品の開発および販路拡大などの市場化を支援します。
- 環境をテーマとした滋賀県への観光を促進します。



びわ湖環境ビジネスメッセ



基本目標Ⅱ

琵琶湖環境の再生と継承

Ⅱ-1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します

「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生

- 琵琶湖流域における喫緊の課題である「在来魚介類の減少」に対して、県立試験研究機関が連携し、水系や餌環境のつながりの視点から、その減少要因の解明と在来魚介類の復活に向けた検討を行います。
- 南湖における水草の刈り取りから有効利用まで適切な管理を行います。特に、オオバナミズキンバイなど外来水生植物の生態の解明や駆除方法の確立により根絶に向けた対策を早急に進めます。
- 動植物の生息の場として、在来魚の繁殖・生育の場として重要な役割を果たしてきた内湖の再生を進めます。
- 湖魚や多くの野鳥の生息の場になっている琵琶湖のヨシ群落の健全な育成を図ります。



外来水生植物
オオバナミズキンバイの
駆除の様子



「個人・家庭」^{なりわい}「生業」「地域」および「つながり」に配慮した暮らしと湖の関わりの再生

- 「びわ湖の日」の3つの視点「きれいにする」「取り戻す」「もっと関わる」に基づく多様な取組を展開します。
- 資源循環を活発にし、健全な森林整備につなげるため、県産材の流通拠点である「木材流通センター」（滋賀県森林組合連合会）を活用するなど、県産材の利用の促進を図ります。

Ⅱ-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生



獣害により皮を剥がれた樹木

- 多様な主体の参加による戦略的な生物多様性の保全・再生の仕組みの構築・推進を図ります。
- 深刻化している農林水産業への鳥獣被害について、被害防除対策、生息環境の整備、個体数管理を総合的に進めます。

森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

- 樹皮や端材などを無駄なく利用する視点から、木質バイオマスの利用を推進し、森林整備や山村地域の活性化を図ります。
- 琵琶湖から恩恵を受けている住民総ぐるみの意識で水源林を保全する仕組みづくりを進めます。
- 林内に適度な日照が確保され、下層木や下草が生育し、様々な野生生物の生育環境が確保される森林づくりを進めます。



基本目標Ⅲ

低炭素化など環境への 負荷が少ない安全で快適な社会の実現

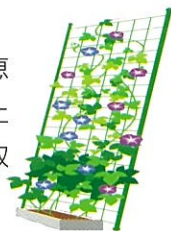
Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます

地球温暖化により生じている世界的な問題を「自分ごと」として捉え、
県民、事業者、行政などが連携した取組による低炭素社会づくり



メガソーラー(日野町中在寺)

- 東日本大震災に端を発する電力需給問題などの影響や教訓を踏まえ、より一層の省エネ行動の拡大や再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 低炭素社会づくりに長期的な影響を及ぼす「まちづくり」や「住まい・建物」に関する取組を進めるため、省エネ建物の普及啓発などにより、家庭・業務部門における省エネのより一層の推進を図ります。
- 「緑のカーテン」、「クールシェア」といった暮らしの知恵を生かした取組を広げるなど、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターなどと連携し、低炭素社会づくりに取り組めます。



Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます

環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と
県民、事業者、行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現

- 大気環境の微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントについて、定期的な監視を実施し、県民に公表します。
- 安全・安心を確保する観点から、大気中や琵琶湖における放射性物質量のモニタリング調査を実施し、県民等に適時情報提供します。

Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

廃棄物の排出の抑制(リデュース)や、再使用(リユース)、廃棄物を資源として活用(リサイクル)する資源循環の取組の定着

- 3Rの取組強化をさらに進めます。特に、廃棄物の減量に関する情報を、温暖化対策とも関連づけてわかりやすく発信する「見える化」を進め、循環型社会形成に向けたライフスタイルの転換を推進します。
- 事業者、県民団体および行政とで構成する「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」において、レジ袋削減、マイバッグ持参率の向上など3Rの推進に向けた取組をさらに進めます。



レジ袋削減の啓発チラシ

横断的仕組みづくり

これまで、滋賀県の環境行政は、個別の課題に応じた施策や事業を立案・実施することにより対応してきましたが、今後、さらに複雑化・多様化していくことが予想される環境問題に柔軟に対応し、施策の展開を効果的に進めていくために以下の2つの仕組みを設けました。

人育ち・人育ての仕組み ～ 環境学習等推進協議会

環境課題を総合的に捉え、つながりを意識しながら、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組みを構築し、さらにその先にある持続可能な滋賀社会づくりへと進める必要があります。



環境学習の推進を、県民を挙げて取り組んでいけるよう、環境学習計画作成への参画、進行管理、環境学習センターの企画運営等への協力を行うための組織として、環境学習に関わる多様な主体で構成する「環境学習等推進協議会」を設置しました。

環境課題解決の仕組み ～ 琵琶湖環境研究推進機構

環境問題が複雑化・多様化する中で、これらの課題に対処するためには、「森～川～里～湖」などの大きなつながりの視点で対応するとともに、こうした課題を共有し、解決への道筋を決定していく必要が出てきました。

琵琶湖および滋賀県が抱える環境の課題把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案を横断的に行う仕組みとして、行政部局と県立試験研究機関が一堂に会して運営する「琵琶湖環境研究推進機構」を設置し、環境保全に関する施策を総合的に推進しています。

琵琶湖環境研究推進機構

県の行政部局と試験研究機関が一堂に会し、課題の把握から研究の実施、その成果を踏まえた施策の検討を進める。





Team Water Shiga

「しが水環境ビジネス推進フォーラム」
チームロゴ

滋賀県における水環境関連の産業・研究機関の集積や、これまでの琵琶湖での水環境保全の取組を活かした水環境ビジネスの展開を図るために設立した官民連携のプラットフォームです。



琵琶湖森林づくりパートナー
「琵琶湖森林づくりパートナー」
シンボルマーク

琵琶湖森林づくり条例に基づく県民全体で支える森林づくりの一環として、企業・団体の方々が森林所有者と協定を結び、森林整備に参画をいただいています。



うおーたん



「琵琶湖ルール」ロゴマーク

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷を低減することを目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づくルールです。



Mother Lake



「環境こだわり農産物」認証マーク

化学合成農薬等の使用量を削減するとともに、濁水の流出防止など、環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が認証するマークです。



この事業は「琵琶湖森林づくり県民税」を活用して実施しています。

「琵琶湖森林づくり事業」ロゴマーク

県民の皆さんにご負担をいただいている「琵琶湖森林づくり県民税」を活用して実施した事業を示しています。



自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり地のもんがええなあ

「おいしがうれしが」キャンペーン
ロゴマーク

地元で生産された食材を地元で消費する「地産地消」を推進する「おいしがうれしが」キャンペーンのロゴマークです。



魚のゆりかご水田米

「魚のゆりかご水田米」ロゴマーク

県では、魚が田んぼへと遡上できるように魚道を設置するなど、魚にやさしい田んぼでつくられたお米を「魚のゆりかご水田米」として認証しています。

第四次滋賀県環境総合計画(概要版)

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課(平成27年2月発行)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL:077-528-3354 / FAX:077-528-4844

e-mail: de00@pref.shiga.lg.jp

http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyoo/